

平成 29 年改訂の小・中学校学習指導要領に関する Q&A

<外国語，外国語活動に関すること>

(小学校)

問1 小学校中学年に外国語活動を導入するに当たり，どのような点に留意すればよいでしょうか。

(答)

外国語を初めて学習することに配慮し，簡単な語句や基本的な表現を用いながら，友達との関わりを大切にした体験的な言語活動を行うことが重要であることは，これまで小学校高学年で行われてきた外国語活動と変わりはありません。しかしながら，題材や活動の内容を考える際は，中学年という発達の段階を考慮することが必要となります。

例えば，中学年の児童が身の回りで経験したことのある場面を設定する，中学年の児童にとって身近で簡単な事柄（例えば，自分のこと，学校の友達や先生のこと，身の回りの物，自分が大切にしている物，学校や家庭での出来事など）を取り上げる，活動が単調にならないように注意する，などの工夫を行う必要があります。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（外国語活動編）第 2 章第 2 節 3(1)ウ

(小学校)

問2 教科化により，これまでの外国語活動とはどのような点が変わるのででしょうか。また，評価はどのように行われますか。

(答)

改訂前の外国語活動では，「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ」ことを目標の 1 つとしており，外国語のコミュニケーションを体験させる際は音声を中心としていましたが，外国語科においては，段階的に文字を「読むこと」，「書くこと」を加え，指導の系統性を確保するとともに，言語能力上の観点から，言葉の仕組みの理解（活字体で書かれた文字や単語などの認識，日本語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴への気付き，語順の違い等の文構造への気付きなど）を促す指導を行うこととしています。

また，評価については，目標及び内容を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の資質・能力の 3 つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から，観点別学習状況の評価の観点についても，これらの資質・能力に関わる「知識・技能」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点で行い，評定を行う

ことになります。なお、観点別学習状況の評価では十分に示すことができない、児童一人一人の良い点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて児童に積極的に伝えることが重要です。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（外国語編）第 2 章第 2 節 1

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成 31 年 3 月 29 日）

(小学校)

問 3 外国語科において、「読むこと」、「書くこと」の指導はどの程度まで行うのでしょうか。

(答)

「読むこと」、「書くこと」については、中学年の外国語活動において指導していないことから、高学年の外国語科において慣れ親しませることから指導する必要があるため、「聞くこと」、「話すこと」と同程度までの指導を求めるものではないことに留意する必要があります。

具体的には、文字の読み方を活字体の文字と結び付けて名称を発音したり、アルファベットの大文字と小文字を四線上に書いたりすることができるようにすること、十分に音声で慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現について、語順を意識しながら書き写したり、例文を参考に書いたりすることができるようにすることを領域別の目標において規定しています。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（外国語編）第 2 章第 2 節 1 (2), (5)

(小学校)

問 4 小学校外国語科では文法指導は行わないということですが、動名詞や過去形を含む文についてはどのように指導すればよいのでしょうか。

(答)

小学校の外国語科においては、「動名詞」や「過去形」という文法の用語や、変形などの用法の指導を行うのではなく、“I like playing soccer.” という表現を活用して自分の好きなことを紹介したり、“I enjoyed fishing.” や “I saw the blue sea.” という表現を活用して自分の経験したことを伝えたりするなど、言語活動の中で用いられる表現として、聞いたり話したりして活用できるようにすることが重要となります。

(小学校)

問5 外国語活動や外国語科において、短時間学習を実施することは出来ますか。また、外国語科において短時間学習を行う際には、どのような点に留意すればよいでしょうか。

(答)

外国語学習の特質を踏まえ、短時間の授業を行う際は、まとまりのある授業時間を確保した上で、両者の関連性を明確にする必要があることから、年間35単位時間、週当たり1単位時間の外国語活動を短時間で実施することは、まとまりのある授業時間を確保する観点から困難であると考えています。

他方で、年間70単位時間、週当たり2単位時間の外国語科については、まとまりのある授業時間を確保した上で、短時間の授業との関連性を明確にすれば、短時間の授業を実施することも可能です。ただし、教育委員会とも連携しながら、教育課程内における指導体制を学校全体で確立させることや、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した指導計画を作成することが必要となります。また、指導計画の作成に当たっては、

- ・ 外国語科の特質を踏まえた検討を行うこと
- ・ 単元や題材といった時間や内容のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- ・ 授業のねらいを明確にして実施すること
- ・ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

などに留意してください。

(参考)

平成29年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第3章第2節3(2)⑤

平成29年改訂小学校学習指導要領解説（外国語編）第2章第2節3(1)エ

(小学校)

問6 小学校外国語科の実施に当たっては、どのような指導体制を構築する必要がありますでしょうか。

(答)

学級担任の教師又は外国語を担当する教師により、専門性を一層重視した指導を行うことができる体制を構築する必要があります。学級担任の教師が指導する場合は、校内の「中核教員」が中心となって校内研修を充実させることにより、学級担任の教師の指導力を向上させるよう、努めてください。他方、中・高等学校の英語の教員免許を有する小学校の教師等、専門性を有する教師が専科指導を行う場合は、学級担任の教師と同様、初等教育や児童を理解した上で、授

業を実施することが大切です。

また、児童がネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などとのコミュニケーションを通じて、

- ① 標準的な英語音声に接し、正確な発音を習得すること
- ② 英語で情報や自分の考えを述べるとともに、相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されること

も重要となります。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（外国語編）第 2 章第 2 節 3(1)キ

(小学校)

問 7 小学校外国語教育の早期化・教科化に向けて、国としてはどのような条件整備を行っていくのですか。

(答)

児童が質の高い外国語教育を受けられるようにするための環境整備が不可欠であると考えており、効果的な新教材の開発や研修・養成・採用の一体的な改善、専科教員等の学校指導体制の充実など取り組んでいます。具体的には、

- ① 新学習指導要領に対応し、デジタル教材など、ICTの活用を含めた教材の配布
- ② 研修・教職課程の充実等による教員の指導力や専門性の向上
- ③ 専科指導のための教職員定数の充実やALT（外国語指導助手）等の外部人材の活用支援

等を行っています。

(小学校)

問 8 移行期間中は、どのようなことを指導すればよいのでしょうか。

(答)

移行期間中、外国語活動の授業時数は、第 3 学年及び第 4 学年においては 15 単位時間、第 5 学年及び第 6 学年においては 50 単位時間、平成 32 年度から本格実施される新学習指導要領に円滑に移行するために最低限必要となる内容について指導することとしています。

(参考)

「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について(通知)」(平成 29 年 7 月 7 日 29 文科初第 536 号)

(小学校)

問9 これまで独自の外国語教育の実践を重ねてきた小学校において、引き続き、検定教科書以外の教材を使った指導を行うことはできますか。

(答)

小学校、中学校、高等学校等においては教科書の使用義務が定められており(学校教育法 34 条 1 項等)、原則、教科書を使用しなければなりません。その上で、教科書以外の教材で有益適切なものについては、教科書と併せてその教材を使用することが認められています(学校教育法 34 条 4 項等)。教科書以外の教材を併せて使用する場合には、小学校における外国語教育の特性を踏まえ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の5つの領域別の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を総合的に育成するためのものであること、児童の発達段階に配慮したものとすることなどに留意することが必要です。

上記の点を踏まえた上で、各学校の目標や実情を踏まえ、例えば、教育委員会が作成した教材や、学習指導要領改訂以前から、私立学校が独自に教科として外国語教育を実施する中で使用してきた教材などを引き続き使用することが可能です。

(中学校)

問10 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、具体的にはどのような授業改善が必要でしょうか。

(答)

コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを明確にした言語活動を行うことにより、生徒が主体的に取り組むことができるように配慮することが大切です。その上で、ペア・ワークやグループ・ワークを重視し、生徒同士によるやり取り(インタラクション)を豊富に設定するとともに、互いに伝え合う必然性が生まれるよう、生徒間で情報や好み、意見などの面での相違(インフォメーション・ギャップ)がある活動とすることにより、対話的な授業展開ができるように工夫することが大切です。生徒が主体的に課題に取り組み、自分の考えや気持ちを他の生徒とやり取りする対話的な学びの中で、学びに深まりが生まれていきます。

(参考)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説(外国語編)第2章第2節3

(中学校)

問11 小学校で外国語教育が早期化・教科化されたことを踏まえ、中学校の指

導においてはどのような点に留意すればよいですか。

(答)

小学校の外国語活動は中学年から始まるものの、現行と同様、「読むこと」及び「書くこと」の領域は扱いません。また、高学年で教科となり、「読むこと」及び「書くこと」も扱うことになるものの、「慣れ親しみ」としており、「聞くこと」や「話すこと」と同等の指導を求めるものではないことに留意する必要があります。つまり、小学校で早期化・教科化されたとは言え、音声によるコミュニケーションが重視されており、中学校卒業時には、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」の技能の総合的な育成がなされていなければなりません。したがって、いかに文字によるコミュニケーションを図るか、という点に工夫が必要となってきます。音声で伝え合う必然性に加え、文字で伝え合う必然性というものもあることを意識しなければなりませんし、複数の領域を統合して行う言語活動も豊富に取り入れる必要があります。こうしたことを踏まえ、文部科学省では、移行期間における指導資料を作成しています。ぜひご活用ください。

(参考)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（外国語編）第 2 章第 1 節

(中学校)

問 12 「授業は英語で行うことを基本とする」とされていますが、どのような場面においても日本語を使って指導することは望ましくないのでしょうか。

(答)

この規定の趣旨は、いかに生徒に英語使用を促すか、という点にあります。そうすると、教師と生徒の間でも英語でのやり取りの場面が生じますので、説明や発問、課題の提示などは、生徒の分かる英語で話し掛ける必要があります。また、使う語句や文などをより平易なもので言い直したり、繰り返したり、ICTも活用するなどして具体的な例や視覚情報を提示したりするなどの工夫も必要になってきます。日本語の使用を全く否定するわけではありませんが、そうした工夫が十分になされているなら、日本語を用いる場面はずいぶん減少するはずです。

(参考)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（外国語編）第 2 章第 2 節 3

(中学校)

問 13 移行期間中、新たに追加された語や文法事項を指導するに当たって、留意すべき点は何でしょうか。

(答)

平成 20 年改訂の際と同様，語彙の充実に関わる工夫が必要となります。つまり，現行教科書による指導においても，言語活動の中で学習内容に関連する語彙も紹介し使用させるなどの工夫が求められます。追加された文法事項については，コミュニケーションを行う目的や場面，状況などが明確になった言語活動に取り組むことで，関連する既習事項と比較しながら，必要に迫られて実際に使ってみる，といった体験を積ませることが大切です。また，語彙についても追加された文法事項についても，年間を通じて繰り返し使用させることが大切です。

(参考)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（外国語編）第 2 章第 2 節 2

(中学校)

問 14 文法事項の指導において，用語や用法などの指導が中心とならないようにするためにはどのようなことに留意すればよいでしょうか。

(答)

コミュニケーションを行う目的や場面，状況などが明確な言語活動を設定すれば，指導のスタートは用語や用法の説明ではなく，実際のコミュニケーションの中で教師の発話をまねて言ってみたり，相手が言っている英語を聞いてその意味を場面や状況から推測したり，といったところから始まることとなります。これは，小学校の外国語活動でよく見られる授業スタイルで，中学校でもそういった展開の仕方を引き継ぎ，意味のある文脈の中でのコミュニケーションを通して繰り返し活用し定着を図ることができるように指導を行う必要があります。

(参考)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（外国語編）第 2 章第 2 節 2， 3